

議事録要旨		
会議等の名称	令和6年度第3回安城市介護保険地域密着型サービス等運営委員会	
主 催	高齢福祉課	
日 時	令和6年11月14日（木）午後1時30分から午後2時03分まで	
場 所	安城市役所本庁舎3階第10会議室	
出席者	委員	（会長）神谷明文（副会長）野々川信、深谷裕都、杉浦正之、林稔男、伊藤賢、野村弦、富田裕明、加藤麻弥
	事務局	福祉部長、福祉部次長、高齢福祉課長、高齢福祉課主幹、高齢福祉課介護保険係長
傍聴人	なし	
次 第	1 委員紹介 2 会長あいさつ 3 議題 （1）本会議名称及び担任事務の変更について（報告） （2）地域密着型サービス等事業所の新規指定について（答申） 4 今後の予定 第4回 令和7年2月13日（木）	

欠席委員： 鶴田敦之委員

1 委員紹介

（典礼）改選に伴い、前回未定となっていた地区社会福祉協議会会長連絡会の委員に林稔男（はやしとしお）会長が着任された。よろしくお願いいたします。

2 会長あいさつ

本日はご多忙の中、お集まりいただきありがとうございます。地域密着型サービスとは、原則、安城市民、65歳以上、要介護認定を受けている人が対象となる。小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など10種類の事業所がある。また本日は追加となった介護予防支援事業についての報告と、新規指定申請事業所の審議答申がある。不明な点は質問を。本日は本会が有意義なものとなるために積極的なご発案をお願いいたします。

3 議題

（1）本会議名称及び担任事務の変更について（報告）・・・P5～7

（介護保険係長）資料を説明

【質疑応答・意見】

（会長）地域密着型サービス等運営委員会と名称に「等」が加わったのは介護予防支援事業所が加わったため。質問はあるか。

（質疑・意見なし）

(会長) これで議題1は終了とする。

(2) 地域密着型サービス等事業所の新規指定について(答申)・・・P8～10

(介護保険係長) 資料を説明(スクリーン使用)

【質疑応答・意見】

(会長) このことについて、安城市長から諮問を受けている。市長から意見を求められるものになるので積極的な意見をお願いできればと思う。ご意見、ご質問、付帯意見があればご提案を。

(会長) 事業所の住所が安城市ではないが。

(介護保険係長) 安城市民が岡崎市の事業所を使用するので特殊な形となる。

(事務局) 介護予防支援は地域密着型サービスではないので全国どこに住んでいても受けることはできるが、介護予防支援については住んでいる人のプランを作成するために各市の指定を受ける必要があるので、岡崎市にある事業所が安城市に指定の申請をすることも可能だし、札幌の事業所が安城市に申請をして指定を受けることも可能である。ただし、その場合安城市民にしかケアプランを作成できない。

(A委員) そんなことがあるのか。

(事務局) 住所を移さずに体だけ移動している人のケアプランだけを書いてほしいという依頼を受けた事業所がある。地域包括支援センターから委託を受けて書いている県外の事業所が数件ある。

(介護保険係長) 介護保険運営協議会で説明したが三重県に住んでいて安城市に転入された人のケアプランを三重県の事業所に作成してほしいと依頼されたケースがある。今回このような指定をするのが初めてなので今後安城市内においても直接契約をしたいという事業所が出てくと思う。今回はたまたま岡崎市の事業所だった。介護報酬にも影響が発生する。直接契約の方が報酬が高い。安城市内ではまだなし。

(副会長) このような形をとるのは介護予防支援だけか。

(介護保険係長) 要支援者に対する支援になるので介護予防支援と介護予防ケアマネジメントのうちの介護予防支援を直接契約できる。地域密着型サービスとは別の話になる。

(高齢福祉課長) 資料5ページの下絵。今回手が上がった岡崎市の事業所は、今までは市役所が地域包括支援センターに委託をして包括支援センターがさらに指定居宅介護支援事業所として委託をしていたが、令和6年4月1日に法改正があったため安城市が条例改正をし、市が直接、包括支援センターを介さずに事業所を指定できるようになった。本日はそれを審議していただく。安城市内の事業所は手が挙がらなかったため包括支援センターを通して引き続き委託をする。

(B委員) 新規の居宅介護支援事業所を申請して追加で介護予防支援事業所を申請する場合は別々に承認を受けるのか。

(事務局) 申請書は別々に作成していただく。予防のみ審査が必要。居宅介護支援事業所については書類審査のみで指定となる。

(介護保険係長) 審査機関があるので同時開設ができない可能性はある。

(C委員) この制度では事業所側が得をして利用者が損をするのではないか。

（事務局）直接契約は業者が受け取れる単位数は多いが、利用者は従来どおり負担なし。国、県、市が負担する。

（地域支援係長）包括支援センターとの関わりについて。包括支援センターからの委託なしで介護予防ケアマネジメントを実施できるが、利用者のお住まいの地域包括支援センターと連携して支援していかなければならないという規定があるので、情報共有しながら高齢者を支援していく。

（会長）付帯意見をつけられるが意見はあるか。ゴールドケアは岡崎市ですでに指定を受けているし、適合基準も確認しているので問題ないかと思うが。施設のことでは何か問題はあるか。

（介護保険係長）設備は問題ない。

（会長）意見はないか。

（意見なし）

（会長）市長から諮問を受けているので、この法人の新規指定についてはこのままでよいと市長へ答申する。答申書を用意するのでお待ちください。

（会長が答申書に署名。）

4 次回予定

（事務局）次回：令和7年2月13日（木）午後1時30分 本庁舎第10会議室

なお、12月末までに地域密着型サービス等の新規指定申請が提出されなければ、審議事項等がないため開催しない予定。本日のA3資料は机上に残して退室を。これで終了します。